

診療用エックス線装置等廃止届

年 月 日

（宛先）奈良市保健所長

管 理 者 氏 名

次のとおり診療用エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）を廃止したので、医療法第15条第3項（医療法施行規則第29条第1項又は第3項）の規定により届け出ます。

施設	名称	(開設者名 : )		
	所在地	〒		
		電話	( )	
廃止理由		廃止年月日		年 月 日
廃止した事項	廃止した装置・器具			
	廃止した施設			
備考				

(注)

- 1 廃止した装置、器具又は施設について、その廃止後の処分方法をそれぞれ備考欄に記載すること。
- 2 放射性同位元素を備えなくなった場合は、廃止後の措置を備考欄に記載すること。